

※ ※ ※ ※ ※ ※ 禁止事項等 ※ ※ ※ ※ ※ ※

「市民農園使用のてびき」に記載している禁止事項等に違反した場合は、

市民農園の使用を取消とする場合があります。

【おもな禁止事項等】

- ・市民農園を使用する権利を他人に譲渡，転貸すること
- ・使用承認を受けた方及び，使用申請書の世帯構成欄に記載のある方以外が使用すること
- ・営利の目的に使用すること
- ・指定する期日までに使用料を納めないこと
- ・無耕作のまま2月以上放置すること
- ・自動車で通園すること
- ・火気の使用，喫煙，飲酒
- ・動力機械や騒音を発生させる農機具を使用すること
- ・除草剤を使用すること
- ・指定された区画以外の場所を使用すること
- ・水道，休憩施設等に変更を加えること
- ・使用時間（午前7時から日没まで）以外に作業すること
- ・水道で収穫物の水洗い，長靴の泥落としをすること
- ・ビニール，マルチ資材等を含め，ゴミを放置すること
- ・農薬（殺虫剤，殺菌剤）の使用のルールに反すること
- ・使用終了時に区画をきれいに原状回復しないこと
- ・上記のほか，他の使用者及び近隣住民に迷惑となる行為，管理に支障を及ぼす行為

【注意事項】

- ・通園中や農園内作業中の事故や怪我については，各自の責任となります
- ・自然災害，病虫害，盗難等による，栽培作物および物損に対して補償することはありません
- ・利用者間のトラブルに対し，調布市及び調布市市民農園管理運営業務受託事業者は一切関与いたしません

農政課からのお知らせ・連絡事項等は農園内の掲示板に掲示しますので，御確認ください。